

## 参考資料

### 景観計画に基づく届出が必要となる工作物の範囲

---

#### ○島田市景観条例等施行規則

(条例第9条第1号の規則で定める工作物)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）、排気塔その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 屋外タンク、貯蔵施設その他これらに類するもの
- (6) 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの
- (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備
- (8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち風力を電気に変換する設備及びその附属設備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの